

狭山茶の農業システムを農業遺産に！

農業遺産とは

農業遺産とは、農林水産大臣が認定する日本農業遺産あるいは国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する世界農業遺産(GIAHS)のことです。いずれも、将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムのうち、歴史的及び現代的な重要性を有するものを認定する仕組みです。

狭山茶の誇る伝統的な農業システム「自園・自製・自販」

狭山茶産地では茶生産者一人ひとりが、自らの茶畑で生産した茶葉を、自らの茶工場で加工し、自らの店舗で販売する、という形態が伝統的に受け継がれています(これに対し、他の茶産地では、生産者は茶葉を荒茶という状態にして茶商に売り、茶商は生産者から買い上げた荒茶を仕上げ加工してから販売する、という形態が一般的です)。

例えば、じゃがいも農家さん一人ひとりが、こだわりのポテトチップスを、それぞれ自分の家で製造・販売している地域(それも江戸時代から)を想像してみてください。そんなじゃがいも産地は存在しませんが、お茶産地なら存在します。それが、狭山茶産地なのです。

農業遺産への道のり

平成 29 年 7 月 26 日に入間市のお茶の博物館ALITにて、入間市・所沢市・狭山市などの県内狭山茶生産市町村を構成員とする、「狭山茶農業遺産推進協議会」の設立総会を開催しました。今後は、平成 30 年度に申請書を提出し、現地調査などを経て、平成 31 年 2 月頃の認定等を目指します。

↓事務局作成によるPRポスター



祝！武蔵野落ち葉堆肥農法が日本農業遺産に認定されました！

武蔵野の落ち葉堆肥農法とは

武蔵野台地に位置する川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町で、多くの木を植えて平地林(ヤマ)として育て、木々の落ち葉を掃き集め、堆肥として畑に入れて土壌改良を行う、江戸時代から続く伝統農法です。

Nou Tube 認定・経緯 エピソード1/日本農業遺産認定

平成28年8月24日 三芳町、川越市、所沢市、ふじみ野市による
「武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会」が発足
9月30日 農林水産省において申請書提出
11月22日 書類審査(一次審査)通過を農林水産省が公表
12月15日 世界農業遺産等専門家会議委員による現地調査
平成29年2月24日 農林水産省にて委員に対するプレゼンテーション(二次審査)
3月14日 日本農業遺産認定地域(7地域)の記者発表
4月19日 農林水産省にて日本農業遺産認定式



平成 29 年 4 月 19 日(水)に農林水産省で行われた「日本農業遺産地域認定証授与式」へ協議会会員として、藤本市長が参加しました。また、当日は当協議会以外に国内7地域が認定証を授与されました。

世界農業遺産に向けた今後の取り組み

武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会では、この農法について、多くの方に認知して頂けるように落ち葉掃きイベントなどを開催し、農法の実践する農家さんを応援していきます。応援よろしくお願いします！